

保安検査受検申請要領

令和8年4月1日より適用

1. 保安検査申請について

- (1) 保安検査申請書(様式第38(一般則)、様式第37(液石則))を1部提出してください。
※申請書類は持参、郵送(書留)もしくはオンラインでも受付します。
郵送の場合であって控が必要な場合は、返信用封筒を同封してください。
- (2) 保安検査の申請は受検予定日の30日前を目途に行ってください。
※一般則第79条第5項または液石則第77条第5項
- (3) 保安検査手数料は受検する処理量に応じ、次のいずれかの方法により納付してください。
※手数料一覧を裏面に掲載しています。

<手数料の納付方法>

①オンラインでの電子納付(令和8年4月1日から運用)

②防災危機管理局 窓口でのキャッシュレス決済および現金納付

※現金納付は窓口での申請に限ります。

③金融機関等での納付(納入通知書)

④ウェブ事前登録によりコンビニでの現金納付

- (4) 申請書の様式は添付様式のとおりです。裏面にも記載願います。
※滋賀県ホームページの「【高圧ガス】関係の申請書 2 保安検査関係」からも入手できます。
URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sangyohoan/305126.html>

2. 高圧ガス保安検査報告書の提出について

- (1) 高圧ガス保安検査報告書(チェック表)は、適用を受ける規則(一般則、液石則)に応じ、保安検査当日に現場で1部提出してください。
- (2) 報告書の書式は、滋賀県ホームページの「【高圧ガス】関係の申請書 2 保安検査関係」に掲載しております「高圧ガス保安検査報告書(チェック表)」をダウンロードし作成願います。

3. 保安検査実施時間について

保安検査は当局が通知した開始時刻からとなりますが、変更の必要が生じた場合はご連絡ください。

4. 検査は製造施設関係、書類関係の順に実施します。

製造施設関係	書類関係
警戒標、境界線の明示	受入れ日誌
付近の状況(保安物件の確認)	日常点検記録
気密試験	月例点検記録
耐圧性能および強度	定期自主検査記録
安全弁作動試験、圧力計比較校正試験	開放検査記録
緊急遮断弁作動試験、弁座漏洩の確認	充てん日誌
ガス漏れ警報器作動試験	残ガス回収記録
消火器、通報設備、保安電力等の保安設備の状況	容器管理台帳の記録
バルブ等の安全対策	設備台帳
貯槽の沈下測定、配管等の腐食、管理状況	危害予防規程順守状況
容器置場の管理状況	保安教育年間計画、実施記録
静電気除去措置	保安係員(代理者)免状、再講習受講の確認
防消火設備(散水設備)作動試験	許認可届出関係の書類の整備

手数料一覧（平成12年4月1日改正）

処理容積（m ³ /日）	金額（円）※かっこ内は移動式製造設備のみ受検の場合
$100 \leq X < 200$	33,000（7,700）
$200 \leq X < 1,000$	60,000（12,000）
$1,000 \leq X < 5,000$	75,000（15,000）
$5,000 \leq X < 25,000$	95,000（20,000）
$25,000 \leq X < 100,000$	120,000（22,000）
$100,000 \leq X < 500,000$	150,000（31,000）
$500,000 \leq X < 1,000,000$	250,000（47,000）

様式第38（一般則第79条、第80条、第82条、第94条の7の14関係）

様式第37（液石則第77条、第78条、第80条、第92条の7の14関係）

保安検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
	液石	×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査の年月日	年	月	日
前回の保安検査の年月日	年	月	日
備考			

年 月 日

代表者 氏 名

滋賀県知事 様

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、（ ）を設け、休止期間を記載すること。
 - 前回の保安検査の年月日の欄には、一般則第79条第4項（液石則第77条第4項）により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
 - 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨
 - 第79条第2項（液石則第77条第2項）ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める機関に保安検査を受ける場合はその旨
 - その他必要な事項

【各種手数料の納付方法と貼付物について】

① 防災危機管理局の窓口でキャッシュレス決済

- ・防災危機管理局内 窓口でクレジットカード等により納付した後、打ち出されたレシートを貼付してください。

② 現金納付 ※

- ・次のいずれかの方法で現金納付を行ってください。手数料を納付した者に対し、「納付済証」が交付されますので、同証を貼付してください。
 - ア 本庁：滋賀県職員生協に設置する券売機により購入下さい。
 - イ 各合同庁舎：各地域会計系の窓口で、職員が対応します。
- ※ 納付済証の有効期限は、「当日中」となります。

③ 納入通知書による金融機関等での納付

- ・県が発行する納入通知書を金融機関の窓口等で納付してください。
- ・納付後、納入通知書兼領収書（写し可）をこの用紙に貼付してください。なお、貼付した納付済通知書兼領収書の返還には応じません。

④ ウェブ事前登録によるコンビニでの納付

- ・支払証明書等の貼付は不要です。電子メール等で交付されたSG+ 9桁の数字をこの用紙の貼付欄に御記載ください。

(参考)

滋賀県職員生協、防災危機管理局の所在地について（大津市京町四丁目1番1号本庁舎内）

